

令和5年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務

2 業務の目的

県内の体験型アクティビティ事業者（以下、体験事業者とする。）が実施する体験型プログラムの利用促進を行うことで、旅行者の県内消費の喚起、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内周遊の促進を図り、地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務の概要

（1）委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月22日（金）

（2）委託業務の主な内容

- （ア）体験予約サイトを活用した割引クーポンキャンペーンの事務局業務
- （イ）キャンペーンのプロモーション
- （ウ）体験型プログラムの増加に向けた取組

【割引クーポンキャンペーンの概要】

本事業に参加する各体験予約サイトにおいて、県内の体験事業者が実施する体験型プログラムを対象とした割引クーポンを発行するキャンペーン（以下、キャンペーン）とする。

キャンペーン及びクーポンの内容

- （ア）キャンペーンの実施時期は当委員会と協議のうえ決定する。
- （イ）キャンペーンは期間を区切って複数回（3回程）実施することを想定している。
- （ウ）クーポン発行の対象事業は三重県内で利用できる体験型プログラムとし、観光施設等の施設入場料に該当するものや、体験要素が少ない物販や飲食等を主とするものは対象外とする。
- （エ）キャンペーン期間中に同一人物がクーポンを複数回取得可能とする。
- （オ）クーポンの割引率は最大30%とする。
- （カ）クーポン原資は6,000万円を上限とし、キャンペーン中に上限額に達した場合は、クーポンの発行を停止する。
- （キ）キャンペーン終了後の未利用のクーポン原資については清算後に変更契約を実施し、減額する。

4 委託業務の内容

本キャンペーンの実施に向け、体験型プログラム利用促進キャンペーン事務局（仮称）を立ち上げ、事業者との調整やキャンペーンのプロモーション等を行うこと。

（1）体験予約サイトを活用した割引クーポンキャンペーンの事務局業務

- （ア）体験予約サイトの運営事業者（以下、参加事業者とする）の募集

- 以下の条件に合致する、体験予約サイト上でクーポンの発行を行う参加事業者を募集し、2者以上の参加を受け付けること。なお、受託者が自ら参加事業者となることも可能とする。

【参加条件】

- ・自社で運営する体験予約サイトを通じて、オンライン上で割引クーポンの発行及び体験型プログラムの予約が可能であること。
- ・契約日において、三重県内で実施する体験型プログラムの取扱いがあり、そのプラン数が100件以上であること。
- ・事務局が別途定める名称で、キャンペーンへの参加が可能であること。
- ・当委員会が指定する内容で、クーポンの割引率の設定変更が可能であること。
- ・クーポン利用者の居住地を限定できる仕組みを有すること。
- ・当委員会に対して、クーポンの利用状況やクーポン利用者の属性等のデータが提供可能であること。
- ・キャンペーン用の特設ページの制作が可能であること。
- ・クーポン利用者からの、予約方法やクーポン取得方法等の問い合わせに対応できる体制を有していること。
- ・体験事業者からの各種問い合わせ及びプランの新設希望等があった場合に、速やかな対応が可能であること。

上記以外の参加条件を追加する際は、当委員会と受託者との協議の上、決定すること。

(イ) 参加事業者との調整及びキャンペーンの運営管理業務

- キャンペーン期間中は、参加事業者及び体験事業者からの問い合わせに迅速かつ丁寧に対応できる体制を構築すること。なお、クーポン利用者からの体験予約サイトの利用方法や、新規プランの登録方法等の個別の問い合わせは、原則参加事業者が対応するものとする。
- 参加事業者へのキャンペーン内容の周知や情報提供を行うこと。
- 参加事業者からの請求書の受付、内容確認、支払額の取りまとめを行い、不備がなければ支払いを行うこと。なお、参加事業者に対しては、クーポン割引額、特設ページの制作費、振込手数料等を支払いの対象とする。
- キャンペーンの不正防止対策を講じるとともに、不正を行った体験事業者やクーポン利用者に対しては、返還等を求める体制とすること。
- キャンペーン終了後には利用実績を分析し、今後の県内の体験型プログラムの利用促進に関する課題及び提案を報告書に取りまとめること。
- クーポン原資の執行状況を把握し、上限額に達した時点でクーポン発行の停止を行うこと。
- キャンペーン期間中は、週に一度クーポン利用状況を当委員会に報告すること。
- キャンペーンの名称やキャッチコピーを考案すること。
- キャンペーンで収集したデータと、三重県観光マーケティングプラットフォーム（み

え旅おもてなしプラットフォーム)とのデータ連携について検討及び調整を行うこと。

(ウ) キャンペーン用特設サイトの作成及び管理

- キャンペーンの概要や利用方法、各種リンク等をまとめた特設サイトを構築すること。
- キャンペーン用のバナーを作成すること。
- パソコン、スマートフォンの閲覧に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。
- クーポンを発行する体験予約サイトへのリンクを、クーポン利用者に分かりやすい場所に配置すること。
- 当委員会が指定する、他のHPへのリンク等の設置が可能であること。
- テキストの内容変更や、公開中のファイルや画像の更新、リンク先 URL の変更等の軽微な修正の場合は、依頼のあった日から3営業日以内に対応すること。
- サイト公開前にはテストページを作成し、当委員会の確認を経たうえで、Web 公開を行うこと。
- サイトの運営に必要なサーバは受託者において確保すること。
- サイトの構成案やデザイン案は受託者が作成し、当委員会と協議の上決定すること。
- システム障害等が発生した際は速やかに対応できる体制を有すること。
- アクセス解析を実施し、定期的にアクセス数等を報告すること。
- サイトの非公開処理が必要となった場合は速やかに対処すること。

(2) キャンペーンのプロモーション

県内外からの旅行客に対し、クーポンの利用促進及び県内周遊促進に向けた取組を実施すること。

【条件】

- (ア) 過去の利用状況や、各体験予約サイトの強み、事業を実施する季節等を考慮しながらメインターゲット層を設定し、効果的なプロモーションを実施すること。
- (イ) 体験型プログラムの利用促進及び県内5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)の周遊促進が図られるような取組とすること。
- (ウ) キャンペーン実施時には、キャンペーンポスター(B2、カラー、100部程度)及びチラシ(A4、カラー、20,000部程度)を製作し、県内観光案内所等(約80か所)へ配送すること。キャンペーンを複数回実施する際は、その都度、制作及び配送を行うこと。
- (エ) 業務実施にあたり、広告の掲出方法や制作物のデザイン等は、原則として受託者からの提案に基づき当委員会との協議により決定すること。

(3) 体験型プログラムの増加に向けた取組

- (ア) キャンペーン対象となる体験型プログラムの増加に向けて、県内の体験事業者に対しキャンペーンの周知を行うこと。
- (イ) 体験事業者からキャンペーンへの参加希望やプランの新設希望があった場合は、希

望する体験予約サイトの担当者に速やかに取り次ぐこと。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について当委員会と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し提出すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は当委員会と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を当委員会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、当委員会の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し当委員会と共有すること。
- (5) 毎月末に、当委員会に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡し完了したときに、当委員会に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ当委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、当委員会の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会個人情報保護規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により当委員会に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 当委員会が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕

様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく当委員会と協議を行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、当委員会に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 当委員会に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (4) 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (5) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書及び緊急時の連絡体制表1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) ポスター及びチラシのデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDFデータで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月22日（金）のいずれか早い日までに、委託業務の実施内容、成果、利用状況の分析結果及び今後の課題等をまとめた事業実績報告書を1部（様式任意、A4版・両面印刷）提出すること。
- (4) 提出先は下記のとおりとする。

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内）